



## 様式編 目 次

市町村に提出 **(様式 6 は自衛水防組織を設置した場合に提出)**

1	計画の目的	1	} 様式 1
2	計画の報告	1	
3	計画の適用範囲	1	
	施設周辺の避難地図	2	別紙 1
4	防災体制	3	様式 2
5	情報収集・伝達	4	様式 3
6	避難誘導	5	様式 4
7	避難の確保を図るための施設の整備	6	} 様式 5
8	防災教育及び訓練の実施	6	
9	自衛水防組織の業務に関する事項	7	様式 6

個人情報等を含むため適切に管理 **※市町村への提出は不要**

10	防災教育及び訓練の年間計画作成例	8	様式 7
11	施設利用者緊急連絡先一覧表	9	様式 8
12	緊急連絡網	10	様式 9
13	外部機関等への緊急連絡先一覧表	10	様式 10
14	対応別避難誘導方法一覧表	11	様式 11
15	防災体制一覧表	12	様式 12

別添	「自衛水防組織活動要領（案）」	13	} <b>自衛水防組織 を設置する 場合のみ作成</b>
別表 1	「自衛水防組織の編成と任務」	14	
別表 2	「自衛水防組織装備品リスト」	14	

### 1 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

### 2 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

### 3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

#### 【施設の状況】

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 20 名	昼間 10 名	休日 20 名	休日 10 名
夜間 20 名	夜間 2 名		



該当する人数を記入してください。  
 ※夜間の利用者及び従業員がいない場合など  
 該当がない場合は記入不要です。

### 【施設周辺の避難経路図】

洪水時の避難場所は、洪水ハザードマップの想定浸水域および浸水深から、以下の場所とする。

#### 避難経路図



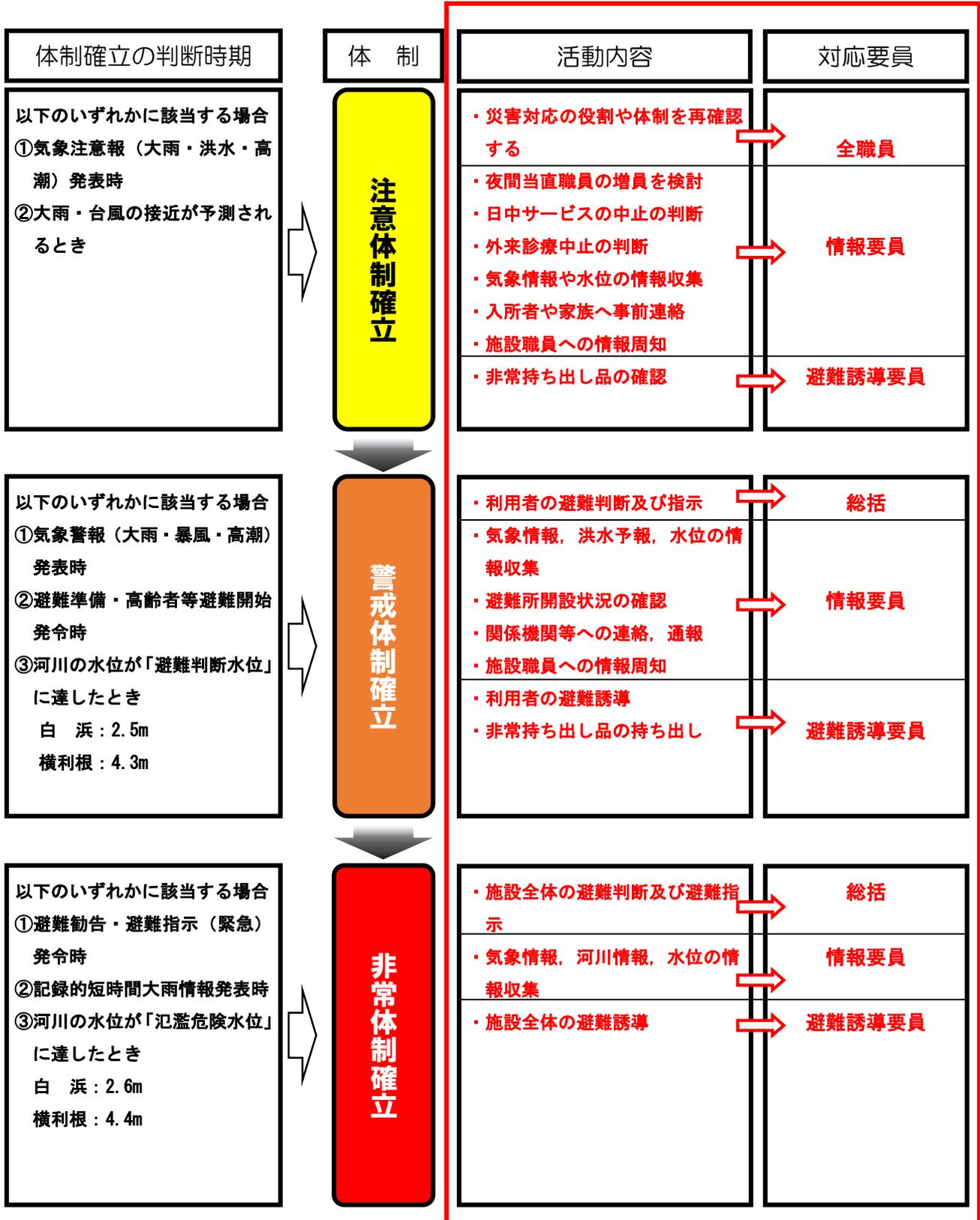
避難経路図には、「グーグルマップ」や、国土交通省の「重ねるハザードマップ」など、パッと見て分かる地図であれば何を使用してもかまいません。

気象状況や河川の水位の状況に応じた体制ごとの活動内容とその分担をそれぞれ記入します。

#### 4 防災体制

連絡体制及び対策本部は、以下のとおり設置する。

#### 【防災体制確立の判断時期及び役割分担】



主な情報収集手段を記入しています。  
このほか施設独自で使用している情報収集手段がある場合は追記します。

様式 3

## 5 情報収集・伝達

### (1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ ラジオ インターネット ・ 気象庁ホームページ（防災情報）
洪水予報・河川水位	インターネット ・ 国土交通省「川の防災情報」 ・ 茨城県土木部「雨量・河川水位情報」
避難準備・高齢者等避難開始、 避難勧告、避難指示（緊急）	防災行政無線 ・ 防災行政無線屋外スピーカー ・ 防災ラジオ ・ メールマガジン（事前登録制） ・ 神栖市ホームページ ・ 神栖市ツイッター

### (2) 情報伝達

①「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。

②体制確立時、あらかじめ市町村と調整した事項について、市町村に報告する。

避難先や施設利用者の特性などで、災害時の避難行動に不安な事がある場合には、市役所防災安全課にご相談ください。

## 6 避難誘導

避難誘導については、次のとおり行う。

### (1) 避難場所

避難場所は下表のとおりとする。また、悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険もともなうことから、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

### (2) 避難経路

避難場所までの避難経路については、「別紙 1 避難経路図」のとおりとする。

### (3) 避難誘導

避難場所までの移動距離及び移動手段は、以下のとおりとする。

	名 称	移動距離	移動手段
避難場所	大野原西小学校	( 1500 ) m	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input checked="" type="checkbox"/> 車両 ( 2 ) 台
屋内安全確保	2 階ふれあい広場		

避難場所への避難が間に合わないと判断した場合に、安全確保のために避難する施設内の 2 階以上の部屋を記入します。

・避難先の名称  
 ・移動距離  
 ・移動手段  
 をそれぞれ記入します。  
 ※避難先の名称は、別紙 1 「避難経路図」と一致させてください。



## 9 自衛水防組織の業務に関する事項

※自衛水防組織を設置する場合には、様式 6 を参考に加筆・修正してください。  
また、あわせて別添、別表 1・2 を作成してください。

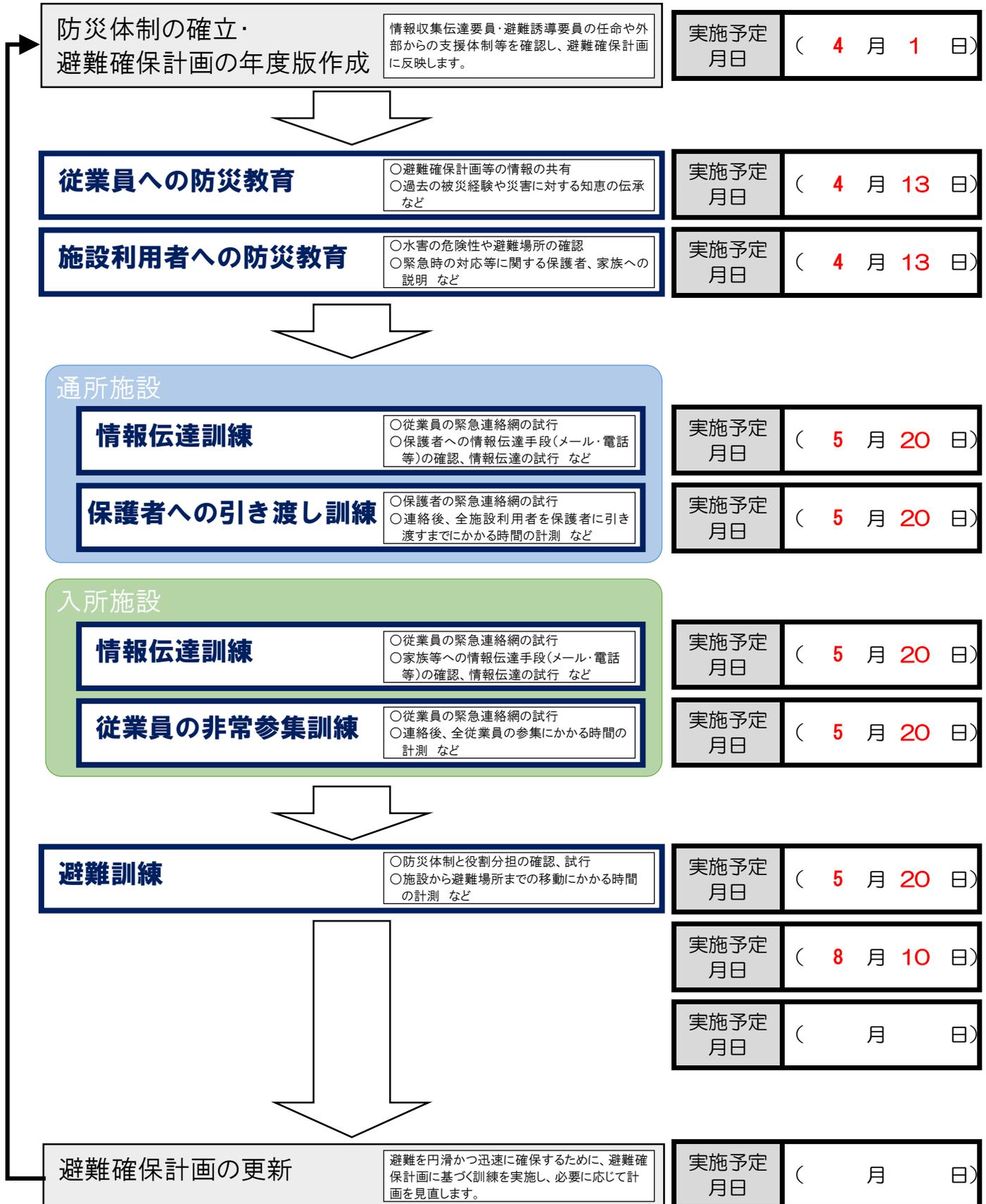
- (1) 別添「自衛水防組織活動要領（案）」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
  - ① 毎年 4 月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
  - ② 毎年 5 月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 自衛水防組織の報告  
自衛水防組織を組織または変更をしたときは、水防法第 15 条の 3 第 2 項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

火災の避難訓練（消防法）と併せて、水防の避難訓練を実施することができます。  
既存の訓練計画書があれば準用可能です。

市への提出不要

様式 7

## 10 防災教育及び訓練の年間計画作成例





## 12 緊急連絡網

従業員用と施設利用者の保護者・家族用をそれぞれ作成してください。

メールや災害用伝言ダイヤル（171）を利用した連絡方法も確立しておきましょう

上段に「氏名」、  
下段に「連絡先（電話番号）」  
を入れてください。



## 13 外部機関等への緊急連絡先一覧表

緊急時に連絡を要する関係機関  
(例えば、医療機関や救急)  
の連絡先を整理します。

連絡先	担当部署	担当者氏名	電話番号	連絡可能時間	備考
神栖市（防災担当）	防災安全課	〇〇 〇〇	0299-90-1126	8:30~17:15	災害時は、24時間 連絡可能
神栖市（福祉担当）					
神栖消防署					
神栖警察署					
避難誘導等の支援者					
医療機関					



## 15 防災体制一覧表

様式 12

管理権限者 ( △△ △△ ) ( 代行者 ◇◇ ◇◇ )

	担当者	役割
情報収集 伝達要員	班長 ( □□ □□ )	<input type="checkbox"/> 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による避難の呼び掛け <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
	班員 ( 10 ) 名	
	・ ○○ ○○	
	・ ○○ ○○	
	・ ○○ ○○	
避難誘導 要員	班長 ( ○○ ○○ )	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認
	班員 ( 10 ) 名	
	・ □□ □□	
	・ □□ □□	
	・ □□ □□	



従業員の災害対応の役割を整理しておきます  
 ※この体制表に個人名まで記入します

## 別添 「自衛水防組織活動要領（案）」

自衛水防組織を設置する  
場合のみ作成

### （自衛水防組織の編成）

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

（1）統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

（2）統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

（1）班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

（2）各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

（3）防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

### （自衛水防組織の運用）

第2条 管理権限者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

### （自衛水防組織の装備）

第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

（1）自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

（2）自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

### （自衛水防組織の活動）

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表1 「自衛水防組織の編成と任務」

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

管理権限者 ( ) (代行者 )

	役職及び氏名	任 務
総括・ 情報班	班長 ( )	<input type="checkbox"/> 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による避難の呼び掛け <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
	班員 ( ) 名	
	・	
	・	
	・	

様式12と一致させます

	役職及び氏名	任 務
避難 誘導班	班長 ( )	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認
	班員 ( ) 名	
	・	
	・	
	・	

別表2 「自衛水防組織装備品リスト」

任 務	装 備 品
総括・情報班	名簿（従業員、利用者等） 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、 携帯電話等） 照明器具（懐中電灯、投光機等）
避難誘導班	名簿（従業員、利用者等） 誘導の標識（案内旗等） 情報収集及び伝達機器 （タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 懐中電灯 携帯用拡声器 誘導用ライフジャケット 蛍光塗料

様式5を参考に記載します